

ちやくしゅつ

9月3日（日）記念集会

嫡出概念と

婚外子差別法制度の撤廃を

民法婚外子相続差別廃止から 10年

住民票続柄差別裁判提訴から 35年

未だに日本では、結婚しているか否かで生まれた子どもを嫡出子、嫡出でない子と選別し、出生届や戸籍の続柄等で差別しています。2013年9月4日最高裁大法廷で、民法の婚外子相続差別規定は憲法違反との決定が出され、その年の12月に国会で廃止となりましたが、それ以外の差別法制度は維持され、廃止の方向性すら出ていません。少子化対策が叫ばれていても、婚姻外で子どもを産むことは許さないと、婚外子とその母を徹底して差別しています。

相続差別廃止から10年、婚外子に対する住民票続柄差別記載の撤廃を求めた裁判提訴から35年という節目の今年、改めて、なぜ婚外子差別を維持しようとするのか、嫡出概念の廃止になぜ向かわないのか、女性差別撤廃条約からみた婚外子差別及びそれにもとづく委員会からの婚外子とその母への差別を廃止するよう再三にわたる勧告とその意味について、お話をさせていただきます。

講演 角田由紀子さん（弁護士）

二宮周平さん（立命館大学教授）

林 陽子さん（元国連女性差別撤廃委員会委員長，弁護士）

日時： 9月3日（日曜日）午後1時～4時予定（開場12時30分）

終了後
デモします！

会場：武蔵野スイングホール スカイルーム（南棟10階）
（中央線武蔵境駅北口徒歩2分。裏面に地図あり）

■資料代：500円

主催：なくそう戸籍と婚外子差別・交流会

問合せ先：kouryu2-kai@ac.auone-net.jp

取次先tel/fax: 0422-90-3698（留守電対応）

武蔵野スイングホール

東京都武蔵野市境 2-14-1 tel 0422-54-1313

アクセス：JR 中央線・西武多摩川線「武蔵境駅」北口下車、徒歩 2 分

